

令和5年2月号

事務所通信

アークグロー・パートナーズ税理士法人

Vol.22



* 確定申告の時期となりました *

あっという間に1月が終わり、2月になりましたね。

2023年確定申告の提出期間は2月15日(木)～3月15日(水)です。



早期提出に

ご協力お願い致します！

2023年に提出する令和4年分の確定申告から「**確定申告書A**」が廃止されました！

昨年度までの申告においては、確定申告書Aがあり、確定申告書Bの簡易版のような位置づけでした。会社員で医療費控除などの適用を受ける人や、給与と年金がある人など向けに確定申告書Aという書式がありましたが、2023年からは1本化されます。

したがって、提出の際はAとBの区別はなくなり「**確定申告書**」とのみ表示されます。

アークグロー・パートナーズ税理士法人の取り組み *第5弾*

当税理士法人では月次顧問サービスの一環として様々なサービス提供を行っております。

昨年、司法書士法人 equal の西村先生にお越しいただき、勉強会を開催しました。

『相続について』基礎から改正点など、役立つ情報をたくさん教えていただきましたので、一部ではありますがご紹介致します。

【改正】

相続登記義務化 令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。

Q1 法律が変わり、不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されると聞いたのですが、なぜですか？

所有者が亡くなったのに相続登記がされないと、登記簿を見ても持ち主が分からず、**復旧・復興事業等や取引を進められない**といった問題が起きています。

この「所有者不明土地問題」を防ぐための法律が、**令和3年4月、成立し、相続登記が義務化されました。**



Q2 長期間、相続登記をしないままの不動産があるのですが、今すぐに登記をしないといけませんか？

相続登記が義務化される制度は、**令和6年4月1日からスタート**する予定です。

また、相続登記の申請については、制度のスタートから**3年間の猶予期間**があります。



※制度スタート前に相続が発生していたケースも、義務化の対象となります。

正当な理由がないのに、相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。まだ先代名義のままになっている不動産はありませんか？

もしあるようでしたら、すみやかに登記してください。

公正証書遺言(遺言書)

公正証書遺言とは、公証人が作成する公正証書によって行う遺言のことをいいます。

公正証書遺言のメリットは、遺言書が公正役場に保管されているため偽造防止になることや、紛失しても再発行が出来ることです。

一方で公正証書遺言のデメリットは、手続きに公証人費用がかかること、公証人や証人に遺言内容を話さなくてはならないことなどが挙げられます。

負債は、債権者に対して遺言の効力が無く、自力で作成しても必要事項の記載が無ければ無効になってしまう可能性があります。

司法書士法人 equal では、公正証書遺言作成及び承認立ち合いを5～10万円ほど(公証人費用は別途必要)で手続きできるそうです。高額ではありますが、残された人が揉めないよう対策するのは大きな愛だと思います。

弊社では相続対策も行っております。是非一度、ご自身の財産についてじっくり考えてみてはいかがでしょうか。

申告書の提出期限

提出月	2月	3月	4月
確定申告	12月決算	1月決算	2月決算
予定申告(年1回) 消費税(年3回)	6月決算 3月、6月、9月	7月決算 4月、7月、10月	8月決算 5月、8月、11月



アークグロー・パートナーズ
税理士法人

Arc Grow Partners Tax Accountant Corporation

アークグロー・パートナーズ税理士法人

【本社】〒524-0042

滋賀県守山市焔魔堂町121番1

TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474

【東近江市】〒527-0021

滋賀県東近江市八日市東浜町5番39号

TEL 0748-23-1039 FAX 0748-23-6717